

議案第 80 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

第 1 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 45 年朝霞市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第 9 条を第 10 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 5 条の前の見出しを削り、同条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改め、同条を第 6 条とし、同条の前に見出しとして「（期末手当）」を付する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（通勤手当）

第 5 条 市長等の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第 3 条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 45 年朝霞市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 235」に改める。

第 4 条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第 12 条を第 13 条とし、第 6 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 5 条の前の見出しを削り、同条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改め、同条を第 6 条とし、同条の前に見出しとして「（期末手当）」を付する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（通勤手当）

第 5 条 教育長の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長等の給与条例」という。）及び第 3 条の規定による改正後の

教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長の給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定を適用する場合においては、令和 7 年 1 2 月 1 日から公布の日の前日までに改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

朝霞市長 松下 昌代